

事務連絡
平成29年7月21日

介護保険指定事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

高額介護（予防）サービス費の見直しについて（周知）

平素より、市介護保険事務の取り扱いにつきご協力をいただきありがとうございます。

さて、高額介護（予防）サービス費について、8月1日から見直しが行われます。詳細につきましては、リーフレットを添付致しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

【見直しの概要】

世帯のどなたかが市民税を課税されている方の負担の上限が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方（利用者ではない被保険者を含む）の利用者負担割合が1割の世帯は、3年間の時限措置として、年間446,400円（37,200円×12か月）の上限が設けられます。

※ ご不明な点につきましては、下記までお問合せください。

各務原市健康福祉部介護保険課 介護保険係
担当 小島
電話 058-383-1778（直通）